特定健診専門員募集要項

項目	内 容
職名	特定健診専門員
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ 能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によら ず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和5年4月1日以降の任用を保 障するものではありません。
勤務職場	東京都職員共済組合事務局事業部健康増進課 (新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎内) (東京都の出先庁舎等、及び、特別区等の庁舎等への出張がある。)
職務内容	・特定健康診査及び人間ドック事業実施に関する業務等 ・災害が発生した場合、職務実態に応じた災害対応の職務
応募資格・求められる能力	・特定健康診査等の知識を有することが望ましく、特定健康診査や人間ドック事業の実施に伴う関係機関等との調整に前向きに取り組む強い意欲がある。 ・パソコン(Excel、Word等)の基本操作及び基本的な関数(VLOOKUP, IF, COUNT等)の操作能力を有し、データ入力・分析及び資料整理(図表作成等)を支障なく行うことができること。・個人情報を含む書類の作成や管理に当たり、モラル意識が高く、十分な事務処理能力を有する者・苦情等を含め、常に真摯な電話等の対応が積極的にできる者・心身ともに健康かつ職務に対する意欲があり、円滑なコミュニケーションが図れ、困難事案にも前向きに取り組む強い意思を有する者・災害等が発生した場合に災害等対応の職務に従事できること
	月 16 日
勤務時間	・休憩時間を除き、1日当たり7時間45分 ・原則として、次のいずれか ①8時00分から16時45分 ②8時30分から17時15分 ③9時00分から17時45分 ・所定勤務時間を超える勤務の有無 有 (業務の必要上やむを得ない場合)
休憩時間	午後0時から午後1時まで(原則)
休暇等	(有給) 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、 妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、夏季休暇 (無給) 育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、 介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与

報酬額	月額 194,400円(改定される場合あり) 通勤手当相当額を別途支給(上限55,000円/月) ※ 原則として毎月15日に口座振込により支給
社会保険	※ 一定の要件を満たす場合、期末手当を支給 健康保険、雇用保険等加入の有無について 有(要件を満たした場合)
応募方法等	応募方法 次の応募書類2点を、下記宛に持参又は郵送してください。 ● 会計年度任用職員申込書 (カラー写真縦4cm×横3cmを必ず貼付。最近1年以内に撮影したものを使ってください。) ● 志望理由書 (A4判1枚、様式任意) 申込書は都共済ホームページからダウンロードしてください。 Wordファイル、又はPDFファイルのいずれか一方をお使いください。 ● Wordファイル 会計年度任用職員 (特定保健指導専門員)申込書・docx ● PDFファイル 会計年度任用職員 (特定保健指導専門員)申込書・pdf 応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。 応募期限 応募開始 令和4年1月31日 (月曜日)午前9時から応募締切り令和4年2月14日 (月曜日)午後5時まで(必着) 選考方法等第一次選考 書類選考 第二次選考 高接選考 第二次選考 高接選考 第一次選考の結果 令和4年2月16日 (水曜日)午後(予定)に、電話で通知します。 第二次選考の結果
	電話又は書面(郵送)で通知します。 なお、合格辞退等が発生した場合は、令和4年2月下旬まで、繰上合格 を出すことがあります。
問合せ	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8-1 都庁第一本庁舎38階北側 東京都職員共済組合事務局 事業部健康増進課 特定健診担当 担当: 大滝、熊本 電話:03-5320-7466(直通) (午前9時から午後5時まで土・日・祝日を除く。)